

北海道中央支部では
令和元年5月28日
ホームページを開設
しました！



新規加入組合員募集中！

…お仕事仲間をご紹介します…

- 建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方が集まり設立した公法人の国民健康保険組合です。保険料は業態と年齢によって決まります。所得で保険料は変わりません。

- 建設国保の健康づくり事業 —こんなサービスをおこなっています—

健診補助+オプション検査=
1人 11,000 円を限度に補助
(年度中1人1回)

インフルエンザ予防接種補助
肺炎球菌感染症予防接種補助
1人 2,500 円を限度に補助

保養施設利用補助
1人 5,000 円を限度に補助
(年度中1人1回・小学生以上が対象)

- その他受けられる給付等

- ★ 出産したときの出産育児一時金 (42 万円) ・ 出産記念品 (5 千円相当)
・ 組合員が出産で休んだときの出産手当金 (1 日 4,500 円×最大 90 日)
- ★ 組合員本人が入院したときの傷病手当金 (1 日 4,500 円×最大 90 日)
- ★ 葬祭をおこなった場合 葬祭費 (組合員死亡 10 万、家族死亡 7 万円)

詳しくは支部へお問い合わせください

全国建設工事業国民健康保険組合 北海道中央支部

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 1-5 リゾントビル 5 階

TEL:011-200-5877

知らない&損をする
社会保険未加入対策!

「法人事業所」「5人以上の従業員がいる個人事業所」の方へ



支部ではみなさまからの
ご相談を・・・
お待ちしております!



とにかく電話で
相談をしよう!

社会保険未加入対策上、医療保険の加入については、健康保険適用除外の承認を受けて適法に「建設国保」に加入している組合員の皆さま方は、既に国が求める適正な健康保険に加入しているものと扱われ、改めて「協会けんぽ」へ入り直す必要はありません。

一度「協会けんぽ」へ加入すると「建設国保」へは再度加入できませんので、元請会社等から、このような指導があった場合は、支部へご連絡をください。

知らない&損をする
社会保険未加入問題!

「個人事業主」「一人親方」の方へ



法人を設立するときは、
とにかく建設国保に連絡を!



まずは電話をしよう!

既に、当組合に加入している個人事業主・一人親方の方が法人を設立した場合および、個人事業所の従業員が5人以上になった場合、年金事務所に以下の手続きをすることにより、当組合の資格を継続することができます。

- ① 法人を設立した日から5日以内に「厚生年金被保険者資格取得届」を提出すること。
- ② 法人を設立した日から14日以内に「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を提出すること。

.....①②を併せ、とにかく建設国保にご連絡をください.....

出展：国土交通省

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		労働形態	労働保険	社会保険		「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	健康保険及び厚生年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	医療保険と年金保険については個人で加入 (但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限り)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

:事業主に従業員を加入させる義務があるもの :個人で加入